

一般社団法人千葉県薬剤師会規則

第1章 会 員

- 第1条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書（別記第1号様式）に必要事項を記入のうえ、住所又は勤務地の地域及び職域薬剤師会長に提出するものとする。
- 2 地域及び職域薬剤師会長は、入会申込書を受理したときは、会長に提出するものとする。
 - 3 会員は、氏名、住所及び勤務場所等を変更したときは、すみやかにその旨を所属する地域及び職域薬剤師会を經由して、変更届（別記第2号様式）を会長に提出しなければならない。
 - 4 本会を退会しようとする者は、退会しようとする日の1ヶ月前までに、退会届（別記第3号様式）をその所属する地域及び職域薬剤師会長を經由して、会長に提出しなければならない。

第2条 定款第6条第3項に基づく資格審査会は、会員管理委員会の委員をもって充てる。

第3条 本会の会員種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員A 薬局等（店舗販売業、卸売業を含む）の開設者である薬剤師又は管理薬剤師
- (2) 正会員B 正会員A以外の薬剤師、但し、薬局等（店舗販売業、卸売業を含む）の勤務者においては、正会員Aが業務に従事する薬局等に勤務する薬剤師
- (3) 正会員C 正会員A及びB以外の薬剤師 正会員Aが業務に従事していない薬局等に勤務する薬剤師はこれに含まれる
- (4) 賛助会員 薬剤師以外の個人又は団体
- (5) 名誉会員 本会に功績のあった者又は学識経験者で、理事会が承認した者

第4条 本会の正会員及び賛助会員の会費及び入会金は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|----------|-----|---------|-----|---------|
| (1) 正会員A | 年会費 | 30,000円 | 入会金 | 72,000円 |
| (2) 正会員B | 年会費 | 10,000円 | 入会金 | 10,000円 |
| (3) 正会員C | 年会費 | 30,000円 | 入会金 | 72,000円 |
| (4) 賛助会員 | 年会費 | 48,000円 | 入会金 | 50,000円 |
- 2 年度の中途において入会した会員の会費については、次による。
- (1) 前期（4月～9月）入会の場合 全額
 - (2) 後期（10月～3月）入会の場合 半額

第2章 役 員

第5条 役員を選任方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長については、定款第23条2項の理事会にはかる会長候補者を正会員から、別途定める規程及び選挙施行細則により選任する。
- (2) 監事については、別途定める規程及び選挙施行細則により選任する。
- (3) 理事については、推薦委員会を設置し、あらかじめ候補者を定め、総会の議決を得て選任するものとする。
- (4) 副会長、専務理事及び常務理事は、会長が理事の中から指名し、理事会において決定する。
- (5) 推薦委員会は、推薦委員会設置規程のとおりとする。

第3章 地域及び職域薬剤師会

第6条 本会は定款第3条の目的を達成するため、地域及び職域薬剤師会と連携して、事業を行うものとする。

2 地域及び職域薬剤師会は、別表1のとおりとする。

第7条 本会は、地域及び職域薬剤師会と連携するため、地域及び職域薬剤師会代表者会議を開催するものとする。

第4章 地域ブロック

第8条 本会は、事業を円滑かつ効率的に行うため地域ブロックを設定する。

2 地域ブロックは、別表2のとおりとする。

第5章 委員会

第9条 本会は、定款第3条の目的を達成するため、定款第43条に基づき委員会を設置する。

第10条 委員会の新設、統廃合、名称変更は、理事会において定める。

第11条 委員は、担当副会長並びに地域薬剤師会の推薦者の中より会長が委嘱する。

2 委員は、原則会員とする。

3 委員の任期は、会長の任期と同じとする。ただし、後任者が決まるまでは前任者が継続する。

第12条 委員長は、担当副会長が推薦した者を会長が委嘱する。

2 委員長名簿は、理事会に報告する。

第6章 相談役

第13条 本会は、相談役を置くことができる。

第14条 相談役は、会長が発議し、理事会において定める。

2 相談役の任期は、会長の任期と同じとする。

第15条 相談役は、会長の求めにより必要な助言をおこなう。

第7章 規則の改廃

第16条 この規則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

本規則は、平成25年 4月 1日よりこれを施行する。

附則

本規則は、平成25年4月25日よりこれを施行する。

附則

本規則は、平成25年7月18日よりこれを施行する。

附則

本規則は、平成25年11月21日よりこれを施行する。

附則

本規則は、平成27年7月16日よりこれを施行する。

附則

本規則は、平成28年6月19日よりこれを施行する。

附則

本規則は、平成28年9月15日よりこれを施行する。

附則

本規則は、平成29年4月20日よりこれを施行する。

附則

本規則は、平成30年4月1日よりこれを施行する。

附則

本規則は、平成30年9月19日よりこれを施行する。

附則

本規則は、令和2年4月1日よりこれを施行する。